

隼人町長

津田 和 操 様

2005年4月 8日

国分・隼人児童クラブ連絡会

代表委員 本田 直美（国分市）

上村 博一（隼人町）

続 博治（隼人町）

事務局 青葉児童クラブ（TEL45-7800）

2005年度「放課後児童健全育成事業」予算についての要望

日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、2月28日に開かれた全国児童福祉主管課長会議で、2005年度の学童保育予算の内容が明らかになりました。

「三位一体改革」による補助金改革の中でも、学童保育や児童館の予算は厚生保険特別会計から支出されていたため廃止されませんでした。しかし、「三位一体改革の趣旨等を踏まえて、交付申請手続きの簡素化、補助基準単価の大括り化等により、地方自治体の自由度が高まることが重要」との考えから予算の組み方が2004年度と比べて大きく変わったとのことでした。学童保育によっては大幅な補助金削減にもなる可能性のある大きな問題点のある予算と言えます。

1つは、これまであった「大規模加算」「時間延長加算」「障害児受け入れ加算」「土日祝日開設加算」をなくして統合し、人数別の単価ひとつになります。一律に約32万円上乘せされましたが、これまで「時間延長加算」（31万円）「障害児受入加算」（69万円）「土日開設加算」（22万円）を受けていた学童保育では、総額90万円もの削減になりうる深刻な問題を生む予算です。

「地方自治体の自由度を高めた」といっても、補助単価が示されていることから、これまで加算をとっていた学童保育で大幅に減額される可能性は大きくあります。

今後、どの学童保育にどれだけの補助金を出すかは市町村の裁量となりますが、市町村単位でみた場合、加算分をたくさんとっていた市町村は総額そのものが大幅に削られることになりますから、裁量があっても個々の学童保育への補助金が削られる可能性は非常に高いといえます。

とりわけ重大な影響を受けることが予想されるのは、障害児受け入れ加算が事実上なくなることがあります。近年、障害児の学童保育への入所希望が急増し、受け入れる学童保育も急増している実態があります。また、新たに制定され4月から施行される「発達障害者支援法」にも、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」と明記され、障害児の学童保育への障害児の入所はいつそう増えていくことが推策されます。障害児の受け入れには指導員の加配がどうしても必要ですが、加算分がなくなることになれば、現在、受け入れている学童保育でも加配が維持できなくなることが予想されます。さらには、今後は障害児の受け入れがすすまない事態が懸念されます。

これまで厚生労働省は、「国として、がんばっているところを応援していきたい」という立場で加算制度を

作ってきました。しかし、2005年度予算は、「障害児の受け入れ」「長時間開設」「土日開設」など、がんばっている学童保育や市町村ほど補助額が多く削られることになります。

これでは、これまで国がすすめてきた、仕事と子育ての両立支援、少子化対策、次世代育成支援対策の立場から学童保育を拡充するとしてきた方向を、否定するものとなってしまいます。

隼人町が作成する「次世代育成支援対策行動計画」においても、「放課後児童クラブの充実」が掲げられています。

以上のことから、隼人町に対して、下記について要望いたします。

記

1, 国からの補助金削減について

個々の学童保育の補助金実績と、学童保育の実態に対応してこれまでの補助金を確保すること。国からの削減では、6月補正で財源補填をすること

県に対する補助額の申請については、

ア) 学童保育の実態に見合ったか所数、補助単価の満額を申請すること

イ) 大括り化した「市町村児童環境づくり基盤整備事業」の他の事業についても、学童保育に係する予算を確保すること

- ・「児童ふれあい交流推進事業」（補助単価120万円）は、いくつかのメニューがありますが、ひとつのメニューだけを行い、残りを学童保育に回すことが可能です。（例えば補助単価10万円の事業のみを行い、残りの110万円は学童保育に回すことができます）
- ・「放課後児童クラブ等支援事業」（補助単価67万円）は、市町村に対する補助であります、年間1万円程度を使ってボランティア派遣を行い、残りの66万円を学童保育の運営費に回すことができます。
- ・その他の事業の補助金で学童保育の運営費に回すことが可能で有力な事業は、「児童ふれあい交流推進事業」（補助単価120万円）「放課後児童クラブ等支援事業」（補助単価67万円）があります。合計の180万円程度は学童保育に回すことができます。

個々の学童保育は、これまでの補助金の実績と、学童保育の実態に対応して補助金が引き下げられないよう県及び国に働きかけること

2, 学童保育施設整備費の補助金について

学童保育を公設民営とし、単独施設として整備すること

- ・児童館・児童センターの施設整備費として、学童保育の単独施設を建てるができます。補助単価は1300万円（補助率は3分の1）です。

余裕教室などの既存施設を改修して学童保育に転用すること

- ・余裕教室などの既存施設を改修して学童保育に転用する場合は、これまで保育園の施設整備に使っていた「保育環境改善等事業費」の中から補助金が出ます。（補助単価は1施設700万円）

以上